

# 金融・証券税制

# 金融・証券税制の見直し(平成15年度改正)

## 見直し措置Ⅰ

- ・ 上場株式等の配当
  - ・ 公募株式投資信託の収益分配金
  - ・ 上場株式等の譲渡益
- ⇒ 20%源泉徴収で納税が完了する仕組み(申告不要)を導入

### (考え方)

- ・ 将来の「利子・配当・株式譲渡益の課税の一体化」に向けた措置
- ・ 投資家利便向上のため、源泉徴収のみで納税を完了できる仕組みの導入(申告不要)

### 措置内容(概要)

#### 【配当】

- － 20%(国税15%、地方税5%)の源泉徴収による申告不要制度の導入
- － 配当割(5%)の創設(地方税)

#### 【公募株式投資信託】

- － 償還(解約)損と株式譲渡益との通算

#### 【株式譲渡益】

- － 特定口座の改善・簡素化(実額源泉分離課税の実現)
- － 株式等譲渡所得割の創設(地方税)

## 見直し措置Ⅱ

ただし、当面の優遇措置として  
今後5年間は10%の優遇税率を適用

### (考え方)

- ・ 「貯蓄から投資へ」の対応を一層明確化
- ・ 分かり易く簡素な優遇措置の導入

### 措置内容(概要)

#### 【配当】

H15.4~H20.3

#### 【公募株式投資信託】

H16.1~H20.3

#### 【株式譲渡益】

H15.1~H19.12

⇒ 税率10%(国税7%、地方税3%)

## 利子所得・配当所得の課税の概要

利子所得	概 要
預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配等	源泉分離課税 ( 所得税 15% ) [住民税 5%]

配 当 所 得		概 要	
		所 得 税	住 民 税
公募株式投資信託の収益の分配等 (注1)		総合課税 又は 申告不要 (15%の源泉徴収) [5%の特別徴収]	
利益の配当・剰余金の分配	上場株式等の配当 (大口以外)等 (注2)	※15年4月～20年3月までの間に支払を受ける場合には、所得税 及び住民税あわせて10%の源泉徴収 (注3)	
	上 記 以 外	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
	1回の支払配当の金額が5万円(年 1回10万円)未満のもの	確定申告不要 (20%の源泉徴収)	

- (注) 1. 公募株式投資信託の収益の分配等については、平成15年12月までは利子と同様の課税が行われ、16年1月から上記の課税が行われる。
2. 「上場株式等の配当(大口以外)」とは、その株式等の保有割合が発行済株式総数の5%未満である者が支払を受ける配当をいう。
3. 配当・収益の分配等に係る源泉徴収税率(10%)は、平成15年4月～12月は所得税10%・住民税非課税、16年1月～20年3月は所得税7%・住民税3%が適用される。

(備考) 平成15年4月現在の税法による。

## 譲渡所得の課税の概要

		譲渡益	譲渡損	
			損益通算	損失の繰越控除
譲渡所得	株式等	上場株式等 申告分離課税 $\left[ \begin{array}{l} \text{譲渡所得} \times 20\% (\text{所}15\%、\text{住}5\%) \\ \downarrow \\ \text{〈平成15年～19年〉} \\ 10\% (\text{所}7\%、\text{住}3\%) \end{array} \right]$	同一年分の他の所得との通算不可  $\left( \begin{array}{l} \text{同一年分の株式等に} \\ \text{に係る譲渡所得等} \\ \text{との通算可} \end{array} \right)$	翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除可
		上記以外 申告分離課税 $\left[ \text{譲渡所得} \times 26\% (\text{所}20\%、\text{住}6\%) \right]$		損失の繰越控除不可
	土地等・建物等 (所有期間5年超) (注1)	申告分離課税 $\left[ \begin{array}{l} \text{譲渡所得} \times 26\% (\text{所}20\%、\text{住}6\%) \\ ※ \text{特別控除の適用あり} \end{array} \right]$	同一年分の他の所得との通算可	損失の繰越控除不可 $\left( \begin{array}{l} \text{但し、一定の居住用} \\ \text{財産の譲渡損失等は} \\ \text{3年間の繰越控除可} \end{array} \right)$
	その他の資産 (注2)	総合課税 $\left. \begin{array}{l} \text{〈短期〉} \\ \text{譲渡所得} \\ \text{〈長期〉} \\ \text{(譲渡所得} \times 1/2) \end{array} \right\} \times \text{累進税率}$ ※特別控除の適用あり	同一年分の他の所得との通算可	損失の繰越控除不可 $\left( \begin{array}{l} \text{但し、青色申告者の場合} \\ \text{は、一定の要件の下、} \\ \text{3年間の繰越控除可} \end{array} \right)$

(注1) 土地等・建物等(所有期間5年以内)の譲渡益に対する課税は、①譲渡所得×52%(所40%、住12%)と②総合課税による上積税額×110%とのいずれか多い方の税額による申告分離課税であり、譲渡損については、所有期間5年超のものと同様である。

(注2) その他の資産の「長期」とはその資産の取得の日以後5年を超えて行われる譲渡を指し、「短期」とはその資産の取得の日以後5年以内に行われる譲渡を指す。 90

株式譲渡損失とその他の所得との損益通算の制約（国際比較）

	日本		アメリカ		イギリス		スウェーデン		フィンランド	
	課税方式	譲渡損失の損益通算	課税方式	譲渡損失の損益通算	課税方式	譲渡損失の損益通算	課税方式	譲渡損失の損益通算	課税方式	譲渡損失の損益通算
株式譲渡益	申告分離課税	○	総合課税	○	総合課税	○	分離課税	○	分離課税	○
利子	源泉分離課税	×		△		×		△	源泉分離課税	×
配当	総合課税	×		△ (注1)		×		△ (注2)	分離課税	×
事業		×		△		×		△		×
給与		×		△		×		△ (注3)	×	総合課税

(注)1 土地の譲渡損失等を含めて3,000ドル(約36万円)を限度に可。

2 株式等の有価証券の譲渡損失は、有価証券の譲渡益から控除し、控除しきれない部分は、その70%を他の資産性所得から控除できる。

3 資産性所得の合計が負の場合、10万クローネ(約130万円)までの部分はその30%を、10万クローネ超の部分はその21%を、勤労性所得に係る税額から税額控除できる。

(備考) ドイツにおいては、原則として株式譲渡益は非課税である。投機売買は課税対象となるが、損失が発生した場合、投機売買による利益とのみ通算が認められる。フランスにおいては、譲渡損失と一般の所得(利子・配当含む)との損益通算が認められていない。